

薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品</p> <p>1 19 (略)</p> <p>20 クロスボビドン</p> <p>21 79 (略)</p> <p>80 ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル</p> <p>81 110 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品</p> <p>1 19 (略)</p> <p>20 78 (新規) (略)</p> <p>79 108 (新規) (略)</p>